

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本少第112号  
令和3年2月19日  
宮城県警察本部長

宮城県警察少年補導・育成センター設置要綱の一部改正について（通達）  
宮城県警察少年補導・育成センターについては、「宮城県警察少年補導・育成センター設置要綱の一部改正について（通達）」（平成31年3月13日付け宮本少第238号）により運用しているところであるが、この度、宮城県警察少年補導・育成センター設置要綱の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 宮城県警察少年補導・育成センターの組織を見直した。
- (2) 被害少年サポーターの廃止に伴い、活動内容を見直した。
- (3) 少年補導・育成センター所員派遣要請書（別記様式第2号）を改めた。
- (4) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和3年4月1日

## 別添

### 宮城県警察少年補導・育成センター設置要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、宮城県警察少年補導・育成センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置

生活安全部少年課に、宮城県警察少年補導・育成センター（以下「本部補導・育成センター」という。）を設置するとともに、次のとおりブロック少年補導・育成センター（以下「ブロック補導・育成センター」という。）を設置する。

なお、各ブロックは、「県下警察署のブロック編成の見直しについて（通達）」（平成31年2月22日付け宮本務第302号）に規定するブロック編成とする。

ブロック	名 称	設 置 先
中央ブロック	中央ブロック少年補導・育成センター	仙台中央警察署
沿岸ブロック	沿岸ブロック少年補導・育成センター	石 巻 警 察 署
仙北ブロック	仙北ブロック少年補導・育成センター	古 川 警 察 署
仙南ブロック	仙南ブロック少年補導・育成センター	岩 沼 警 察 署

#### 3 事務の掌理

生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は本部補導・育成センターの事務を、ブロック補導・育成センター設置先の警察署長（以下「ブロック署長」という。）は当該ブロック補導・育成センターの事務を掌理し、その効果的な運営に努める。

#### 4 所掌事務

本部補導・育成センター及びブロック補導・育成センター（以下「補導・育成センター」と総称する。）は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 少年補導に関すること。
- (3) 継続補導に関すること。
- (4) 家出少年の取扱いに関すること。
- (5) 被害少年対策に関すること。
- (6) 環境浄化活動に関すること。
- (7) 少年警察ボランティアに関すること。

- (8) 関係機関・団体との連絡に関すること。
- (9) 少年非行防止の広報に関すること。
- (10) 少年問題の調査研究に関すること。
- (11) その他少年警察活動に関すること。

## 5 組織

- (1) 補導・育成センターに、少年警察補導員、警察官及びその他の職員を置くものとする。
- (2) 補導・育成センターの組織は、別表のとおりとする。

## 6 補導・育成センターの所員の指定

補導・育成センターの所員は、少年課長が推薦した者の中から、警察本部長が指定し、少年補導・育成センター所員指定名簿（別記様式第1号）に登載してこれを運用する。

## 7 活動範囲

本部補導・育成センターの所員の活動範囲は県下全域、ブロック補導・育成センターの所員の活動範囲は原則として当該ブロック内とする。

## 8 所長の職務

- (1) 別表に規定する本部補導・育成センターの所長は、本部補導・育成センターの適正な運営に努めるとともに、各ブロック補導・育成センターへの指導監督及び連絡調整を行うものとする。
- (2) 別表に規定するブロック補導・育成センターの所長は、当該ブロック補導・育成センターの適正な運営に努めるとともに、各ブロック内の警察署との連絡調整を行うものとする。

## 9 派遣

- (1) 少年課長は、少年警察活動上必要があると認めるときは、ブロック署長及び関係警察署長に対し、当該ブロック補導・育成センターの所員を本部補導・育成センターへ派遣するよう要請し、当該所員を集中的に運用するものとする。
- (2) 警察署長は、少年警察活動を効果的に推進するため、補導・育成センターの所員の派遣が必要であると認めるときは、少年課長と協議の上、少年補導・育成センター所員派遣要請書（別記様式第2号）により、少年課長及びブロック署長（以下「少年課長等」という。）並びに関係警察署長に派遣を要請するものとする。
- (3) 少年課長等は、警察署長から派遣要請があった場合は、補導・育成センターの所員を当該警察署に派遣することができる。

## 10 補導・育成センターの所員の運用

- (1) 補導・育成センターの所員の派遣を受けた警察署長は、当該所員の効果的な運用に努めなければならない。
- (2) 補導・育成センターの所員が行う主な活動は、次に掲げるものとする。

### ア 所内活動

- (ア) 少年相談及び資料の整理

(イ) 学校等関係機関との情報交換、意見交換、連絡等

イ 所外活動

(ア) 学校等関係者、少年警察ボランティア等との共同・合同補導活動

(イ) たまり場等の補導活動

(ウ) 祭典、イベント等及び特異事案発生時の街頭補導活動

(エ) 環境浄化活動

ウ 継続補導活動

(ア) 家庭訪問活動

(イ) 招致補導活動

(ウ) 電話連絡による指導活動

エ 被害少年対策活動

被害少年に対する継続的支援活動

オ その他生活安全部長が特に命ずる事項

1 1 教養訓練

少年課長は、少年警察活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて補導・育成センターの所員に対する教養訓練を実施するものとする。

1 2 関係機関・団体との連携

補導・育成センターの効果的運用を図るため、専門的知識を有する関係機関・団体との連携を強化する。

1 3 留意事項

補導・育成センターの所員は、各種活動に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 平素から関係法令、補導、少年相談等の研さんを行い、任務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めること。
- (2) 平素から関係機関・団体、少年警察ボランティア等との連携に努めること。
- (3) 服装を整え、言語及び態度に注意して、相手方の信頼及び協力を得るように努めること。
- (4) 少年の取扱いに当たっては、少年の特性に十分配慮すること。
- (5) 秘密の保持に努めること。
- (6) 受傷事故防止に配慮すること。

1 4 報告

- (1) ブロック署長は、ブロック補導・育成センターの活動を実施の都度、少年課長を経由して活動実施結果を報告するものとする。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、ブロック署長以外の警察署長が補導・育成センターの所員の派遣を要請したことにより活動を実施した場合には、当該警察署長が少年課長を経由して活動実施結果を報告するものとする。

1 5 庶務

本部補導・育成センターの庶務は生活安全部少年課において、ブロック補導・育

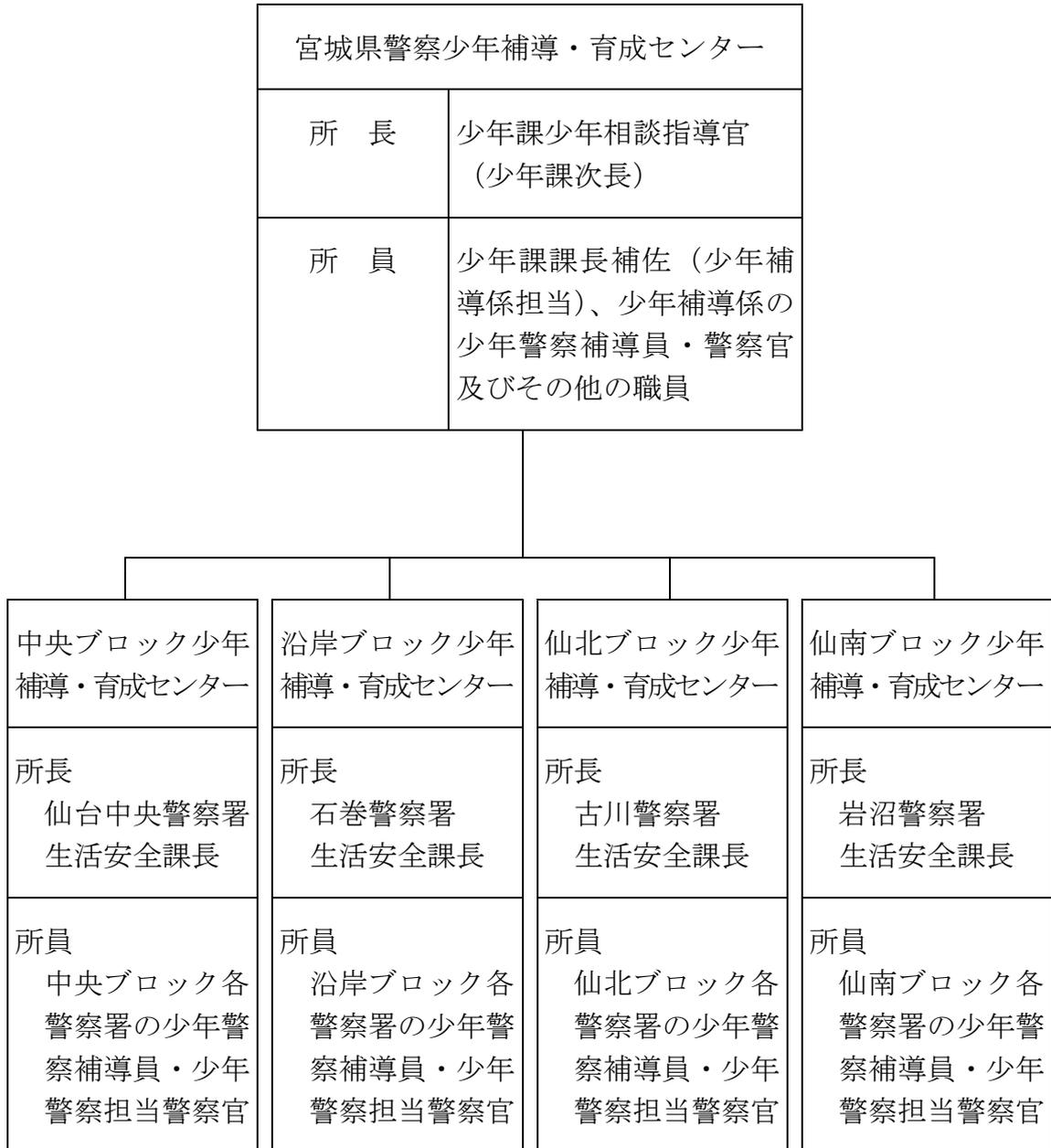
成センターの庶務は当該ブロック補導・育成センター設置先の警察署生活安全課において処理する。

#### 1 6 その他

この要綱に定めるもののほか、補導・育成センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表

【宮城県警察少年補導・育成センターの組織】





別記様式第2号

生活安全部少年課長 殿  
警察署長

宮 号 外  
年 月 日  
( 所 属 長 )

少年補導・育成センター所員派遣要請書

活 動 名								
派 遣 期 間								
派 遣 場 所								
派遣要請理由								
少年課受理	月		日午前・午後		時 分 (		受理)	
派 遣 職 員 名	所 属	係	階 級	氏 名		備 考		
関係警察 署への 連絡	日 時							
	発信者							
	受信者							
備 考								